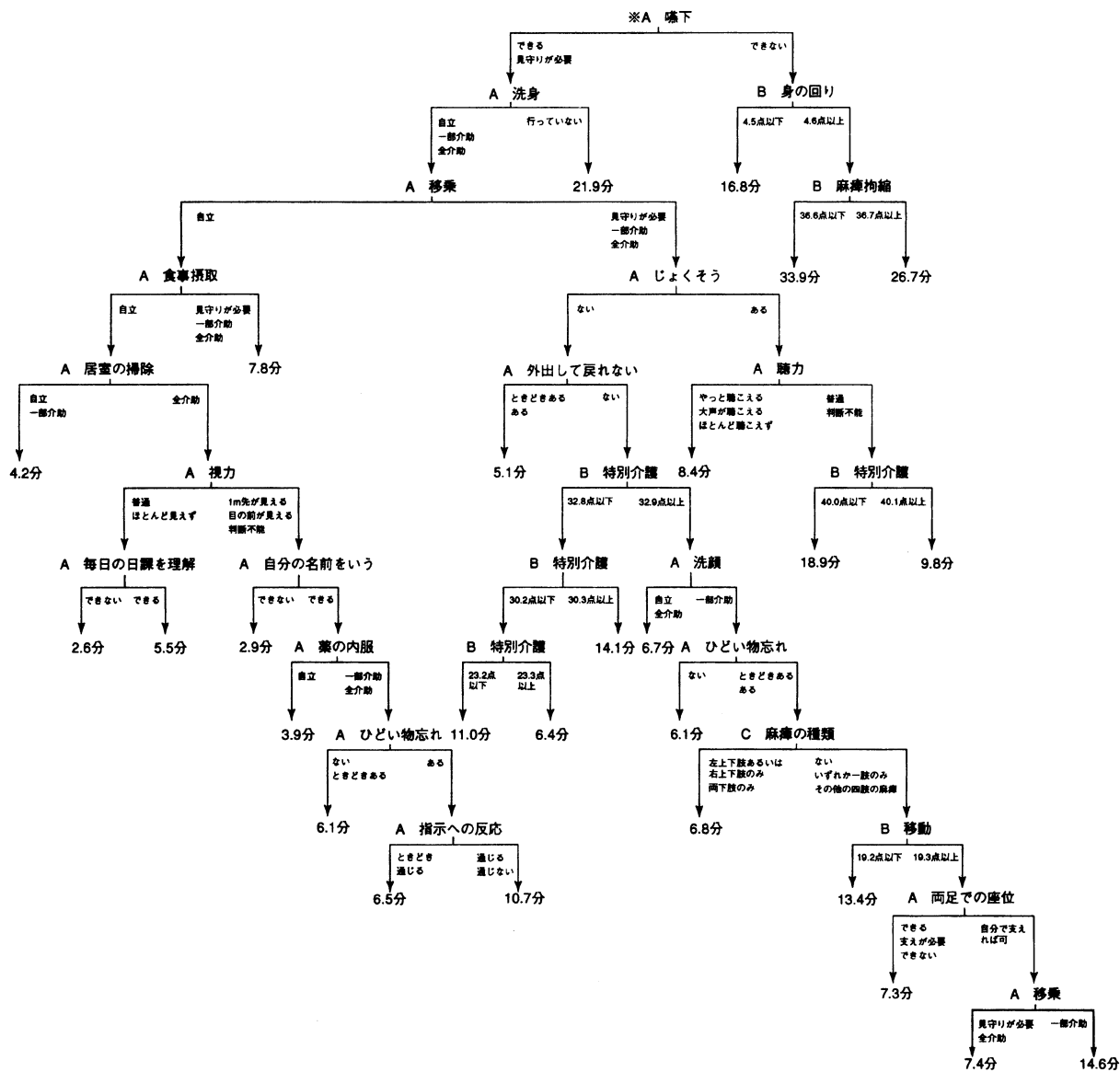


別表第六

医療関連行為



- 注 1. 最初に※が付された分岐について選択し、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向の分岐へ進む。
 2. 次の分岐以降の分岐においても、1. と同様の作業を繰り返す。ただし、当該分岐に対する選択の矢印が指す方向に時間が記載されているときは、この作業は終了するものとし、当該時間をもって、この表により算定された時間とする。
 3. A の分岐への選択は、調査結果に基づき行うものとする。
 4. B の分岐への選択は、別表第八により算定される各群の合計点数に基づき行うものとする。
 5. C の分岐への選択は、別表第九により選択される麻痺の種類に基づき行うものとする。